

栄村告示第10号

平成24年度栄村移動系防災無線デジタル化事業実施設計業務委託プロポーザル実施要領を次のように定める。

平成24年6月21日

栄村長 島田茂樹

平成24年度 栄村移動系防災無線デジタル化事業
実施設計業務委託プロポーザル実施要領

1. 事業概要

栄村村内一円の移動系防災行政無線を、アナログ方式からデジタル化への整備事業を行う。

2. 業務委託の概要

業務委託内容

- | | |
|------------|--------------------------------|
| (1) 業務委託名 | 平成24年度栄村移動系防災無線デジタル化事業実施設計業務委託 |
| (2) 業務委託場所 | 栄村全域 |
| (3) 業務委託内容 | 移動系防災行政無線のデジタル化整備に関する実施設計業務 |
| (4) 業務委託期間 | 契約締結日から平成25年2月22日まで(予定)とする。 |

3. 参加資格

参加資格は以下の条件を満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

4. スケジュールについて

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 参加申込書の受付 | 平成24年7月 2日(月) 午後5時まで(必着) |
| (2) 参加申込者の審査 | 平成24年7月 3日(火) |
| (3) 提案書の提出期限 | 平成24年7月18日(水) 午後5時まで(必着) |
| (4) プロポーザル実施日 | 平成24年7月23日(月) 予定 |
| (5) 結果通知 | 平成24年7月27日(金) 予定 |

5. 参加申込書の提出について

本事業に参加表明するものは「参加申込書(様式1)」を提出すること。

- (1) 参加申込書の提出期限
平成24年7月2日(月) 午後5時まで(必着)
* 提出期限を過ぎたものは無効とする。

* 当村に指名競争入札参加資格審査申請書を未提出の場合は同申請書及び必要書類一式（下記 URL を参照）を添えて申し込むこと。

<http://www.vill.sakae.nagano.jp/kurashi/h23nyusatsu2.html>

(2) 提出先

栄村役場 総務課 行政係長 勝家直樹
〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信3433
電話番号 0269-87-3111
FAX 0269-87-3083
メールアドレス gyousei@vill.sakae.nagano.jp

(3) 提出方法

持参及び郵送とする。（郵送の場合は配達記録郵便及び書留郵便とする）

(4) 参加申込者の資格の審査結果について

平成24年7月3日（火）に参加申込者に対してメール及び電話にて連絡する。

6. 提案書の提出に関して

参加申込書により審査を通過した者は、下記の期日までに提案書を提出すること。
提案書の内容は、別添「仕様書」記載のとおりとする。

(1) 提案書の提出期限

平成24年7月18日（水）午後5時まで

(2) 提出先

栄村役場 総務課 行政係長 勝家直樹
〒389-2792 長野県下水内郡栄村大字北信3433
電話番号 0269-87-3111
FAX 0269-87-3083

(3) 提出方法

持参及び郵送とする。（郵送の場合は配達記録郵便及び書留郵便とする）

(4) 提出部数 10部

(5) 下記の各号に該当する提案書は無効とし、審査の対象としない。

- ①参加者より無効の意思表示がなされた提案書
- ②提出期日を過ぎて提出された提案書
- ③提案内容が今回の移動系防災無線デジタル化事業実施設計業務と明らかに違う提案書

(6) その他

- ①提案書で使用する言語は日本語とする。
- ②提出された提案書の追記・修正は認めない。
- ③提案書作成に関する一切の費用は参加者の負担とする。
- ④提案書の宛名は「栄村長」とする。

7. プレゼンテーション実施について

(1) 実施日時・場所

平成24年7月23日（月）午後1時30分～ * 予定
栄村役場2F 議場兼大会議室

(2) プレゼンテーションの方法

プレゼンテーション時間は説明20分・質疑10分を参加者ごとに行うものとする。

プレゼンテーションに際して、原則提出した提案書以外の使用は認めない。

(ただし、提案書で説明しがたいものについてはプロジェクター・他機器等の使用は認めるが、この場合でも説明時間は厳守すること。)

プレゼンテーションの順番は後日会社担当者へメール及び電話で連絡する。

(3) その他

参加者に通知されたプレゼンテーション実施予定時刻の30分以上前に来庁しないこと。

待合室等の案内は1階役場入口に掲示する。

8. 審査方法について

(1) 提案書及びプレゼンテーションの結果を踏まえ、栄村移動系防災無線デジタル化実施設計業務委託審査委員会において、総合的に判断して委託業者を決定する。

(2) 審査内容等については公表しない。

9. 審査結果について

(1) 審査結果については、審査結果通知書にて通知する。

(2) 審査に対する異議は認めない。

10. 質問について

提案について質問事項がある場合は様式2により、E-mailで行う。

(1) 受付期間

平成24年7月11日(水)午後5時まで

(2) 回答期限

平成24年7月13日(金)午後5時まで

(3) その他

期日を過ぎた質問及び電話での質問は一切受けないものとする。質問内容及び回答は全ての参加事業者へ連絡する。

11. 予定価格の設定及び契約

村長は予定価格の設定に当たっては、プロポーザルにより選定された事業者が提出した提案書及び見積書を尊重するものとする。

村長は予定価格を設定した後、選定された事業者と地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項により随意契約を行う。

12. その他

(1) 参加報酬は支払わない。

(2) 本実施設計業務の受注者は、今後予定されている施工には参加できない。